

市長の資産を公開します

前橋市長の資産等の公開に関する条例に基づいて、市長の所得等報告書の閲覧を行うものです。

- 日時 5月11日（月）から（土日、祝日及び年未年始を除く。）
9時から17時まで
- 場所 情報公開コーナー（市役所2階）
- 内容 (1) 所得等報告書は、市長が令和7年1月1日から同年12月31日までの間に得た所得等について記載されています。
(2) 資産等補充報告書は、市長が令和7年12月31日の時点で報告対象となる資産を新たに取得していないため、作成されていません。
(3) 関連会社等報告書は、市長が令和8年4月1日現在で報酬を得て役員等に就いている団体等がある場合に名称等を記載することとなっており、同日現在で報酬を得ている団体等がないため、作成されていません。

本件に関するお問い合わせ先

秘書課 秘書係

電話 内線 / 3403

外線 / 027-224-1111（代表）